

鹿屋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

鹿屋市長

郷 原 拓 男

鹿屋市条例第 12 号

令和 8 年 3 月 19 日 議 決

議案第23号

鹿屋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
鹿屋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月18日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
鹿屋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年鹿屋市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

鹿屋市職員に準じて、鹿屋市企業職員の配偶者に対する扶養手当を廃止するため、本案を提出するものである。